



公布の件は奏上のとおり公布を  
奏請することとした。

夏時刻法をここに公布する。

御名御璽

昭和十三年四月二十八日

内閣総理大臣

法律第三十九号

(奏上のとおり)

内閣総理大臣

各省大臣

(法務総裁を含む)

國会は夏時刻法の公布を奏上いたしま  
す。

昭和二十三年四月二十八日

衆議院議長 松岡駒吉



# 衆議院事務総長 大池 真



## 夏時刻法

第一條 每年四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻（夏時刻）を用いることとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日（日曜日）は二十三時間をもつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間をもつて一日とする。

夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時間をもつて一日とする。

第三條 この法律の施行に関し、時間の計算に関する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

## 附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

## 第一條及び第三條

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の本則において「四月の第一土曜日」と

あるのは、「五月の第一土曜日(五月一日)」とする。

二

昭和十三年四月十七日 内閣總理大臣 内閣書記官官房長官 法務総裁

内閣書記官 事務官

三月十七日

西尾國務大臣	西	苦米地國務大臣	内閣官房次長
一松國務大臣	龜	鈴木國務大臣	北村國務大臣
水谷國務大臣	水	栗栖國務大臣	岡田國務大臣
森戸國務大臣	竹田國務大臣	加藤國務大臣	野瀬國務大臣
富吉國務大臣	石川	船田國務大臣	永江國務大臣

別紙 夏時刻法案示

一

ヲ起案提出スル

法部省

法律案

(起案用紙青三ノ二號)

夏時刻法案

右

國会に提出する。

年四月一日

内閣總理大臣

この法律公布の際の署名大臣は左の通りとする。

内閣総理大臣

各省大臣（法務省を含む）

不 夏 時 刻 法

毎年、四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日に次ぐ日曜日の午前零時までの間は、特に中央標準時によるこざを定めた場合を除く外、すべて中央標準時により一時間ずつ、くり下げた時刻（夏時刻）によるものとし、四月の第一土曜日に次ぐ日曜日は二十三時間もつて、九月の第二土曜日は二十五時間をもつて夫々一日とする。

この法律の施行に關し、時間の計算風他の法律の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の本則において「四月の第一土曜日」であるのは、「五月の第一土曜日（五月一日）」である。

（充電一回）一ヶ月をも。

本問は、（ア）一ヶ月の第一土曜日とするものと、（乙）月の第一土曜日  
との選択の問題であります。即ち、毎月二十三日が休日である場合、この選択は  
この選択を、空港の日数は、これ必論付する。

#### （四）

合す。されど空港ある。

この選択の問題（ア）、即ち選択の問題（ア）を要する問題、即  
開きます。此日の第二土曜日が二十五日間をもてア大に一日をもす。  
（夏期）コムるまでのと、四月の第一土曜日が大う日當日が二十三日  
合を割れ候、すへア中央署所候コムり一刻間をもてア不對付御候へ  
日當日の半額零候ますの問題、春コ中央署所候コムるコム空港名六處  
式課、此日の第一土曜日が半額十二日候ア此日の第二土曜日が大う

#### （五）

##### 理由

日光ができるだけ利用することとは電力の節約その他國民生活の全般  
に亘り、福利をもたらす所以である。この趣旨に基き、あらたに夏時  
刻の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由で  
ある。

夏時刻法

〔 每年、四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日に次ぐ日曜日の午前零時までの間は、特に中央標準時によることを定めた場合を除く外、すべて中央標準時より一時間ずつ、くり下けた時刻（夏時刻）によるものとし、四月の第一土曜日に次ぐ日曜日は二十三時間もつ九月の第二土曜日は二十五時間をもつて夫<sup>ル</sup>一日とする。 〕

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。  
この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の本則において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日（五月一日）」とする。

〔 附則 〕  
この法律は、公布の日から、これを施行する。  
この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の本則において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日（五月一日）」とする。

期日（正月一日）とする。

の本限は「四月の第一土曜日」であるが、「正月の第一土曜日」は「四月の第一土曜日」である。この法律は「三」の始末の「三」である。即ち、正月二十三日は「丁度」の始末の「三」の始終が、公事の日である。されども賦課する。

摘要 不限

とする。

お二十三日間、正月の第一土曜日は二十五日間をもて丁度一日  
朝喫（夏朝喫）あるべきものとし、四月の第一土曜日は二十九日間日  
内六日合を経て終りを以て中央警察署より一回間をもて可せり  
う日曜日の午前零時までの間歇、終る中央警察署よりうち多宝  
寺平、四月の第一土曜日は午後十二時迄正月の第一土曜日をも

夏朝喫

理由

」  
「日光をとどけるだけ利用電力の節約その他國民生活の全般に亘り、福利をもたらす所以である。この趣旨に基き、あらたに夏時刻の制度を設ける必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

提出

# 府政國本日

日本國憲章

卷一百一十五

不  
同

七

夏  
秋

理由

日本を見てきるだけではなく、日本の電力の節約その他の国民生活の全般に亘り、  
利をもたらす所以である。この趣旨に基き、あらたに夏時刻の制度を  
設ける必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

十一

大藏省

大 遷